



【EU離脱問題】
紆余曲折を経て進むEU離脱交渉

英国のEU離脱を巡る動き

年	月日	イベント	コメント
2016年	6月23日	英国、EU離脱を巡る国民投票を実施	英国はEU離脱の是非を問う国民投票を実施。結果、離脱支持が上回った
2017年	3月29日	英国がEU離脱を通告	英国とEUが離脱協定について交渉を行う2年 間がスタート
	6月8日	英国総選挙	与党「保守党」が第1党に留まるも、過半数 の議席は維持できず
	6月19日	英国とEU、 第1回離脱交渉を開始	英国とEUは第1回離脱交渉を開始。交渉の第 1段階では3分野（「EU市民権の保全」「離 脱精算金の処理」「北アイルランドの国境問 題」）を優先して協議することで合意
	12月8日	英国とEU、 離脱条件で大筋合意	英メイ首相と欧州委員会ユンケル委員長は、 第1段階の主要3分野について合意に達した との共同文書を発表
	12月14-15日	EU首脳会議、 離脱交渉の第2段階に移ることを承認	EU首脳会議で離脱交渉の第2段階に移ることを承認 。まず移行期間設定の協議に入ることが決まり、通商協議の開始は2018年3月以 降に先送りされた
2018年	3月2日	英メイ首相、 単一市場・関税同盟からの脱退を目指す	英メイ首相は演説で、単一市場と関税同盟から 離脱する一方、EUと緊密で包括的なFTA を目指す考えを表明。また一部の分野はEU の規制を維持する方針を示した
	3月19日	英国とEU、 「移行期間」で暫定合意	EU離脱後の激変緩和策として、2020年末 まで「移行期間」を設けることを共同記者会 見で発表
	3月22-23日	EU首脳会議、 「移行期間」の暫定合意を承認	EU首脳会議で「移行期間」の暫定合意につ いて承認。4月以降、離脱後の自由貿易協定 など将来関係の協議が始まる
	5月3-5日	英地方統一選挙	保守党は大敗を回避。ロンドンでの敗北を免 れたほか、EU離脱の支持層が多い選挙区で わずかに議席数を伸ばした
	5月17日	英メイ首相、 関税同盟から脱退する意向を表明	メイ首相は非公式のEU首脳会談の合間に 「英国はEU離脱に伴い関税同盟から脱退す る」と言明
	11月13日	英EUの交渉官、 離脱協定の草案で合意	離脱協定の草案について、英国とEUの交渉 官レベルで合意したと発表された
	11月14日	英政府、草案を承認	英臨時閣議で、離脱協定の草案を承認
	11月15日	英閣僚らが辞任	離脱協定の内容に反対し、閣僚4名が辞任
	11月25日	臨時EU首脳会議、 離脱協定案を承認	英閣議での離脱協定草案の承認を受け、臨時 EU首脳会議が開催され、離脱協定案と将来 関係に関する政治宣言案が承認された

※各種資料より岡三証券作成

2018年	12月10日	英議会採決延期	離脱協定案に対し、与野党問わず議員からの反発が相次ぎ、予定されていた11日の採決日の延期が発表された
	12月12日	英保守党、 メイ首相に対する不信任投票を実施	離脱協定案に不満を持つ保守党内の強硬離脱派が書簡を提出、メイ首相に対する不信任投票が実施された。結果、信任票が上回り、メイ首相の党首留任が決まった
	12月13-14日	EU首脳会議、 「バックストップ」について共同声明を採択	EU首脳会議を開催。離脱合意案で最も大きな懸案事項となっている北アイルランド/アイルランド国境問題を巡る「バックストップ（安全策）」について、一時的な措置とする方針を表明する共同声明を採択
2019年	1月15日	英議会、 離脱協定案の採決を実施	12月から延期されていた離脱協定案に対する採決を実施。多数の議員が反発し、大差で否決された
	1月16日	英議会、 内閣不信任案の採決を実施	離脱協定案の採決結果を受け、野党「労働党」が内閣不信任案を提出。結果、否決されメイ首相の留任が決まった
	1月29日	英政府、 「バックストップ」の再協議の方針を表明	メイ首相の方針のほか、議会から提出された修正案7件が審議され、2件が可決された。これを受け、英政府は「バックストップ」についてEUと再協議する方針を表明
	2月14日	英議会、 メイ首相の交渉方針を反対多数で否決	与党の強硬離脱派は、アイルランドとの国境問題が解決されない限り英国全体がEUのルール下に置かれ続ける可能性に反発
	2月26日	メイ首相、 離脱延期を選択肢に加える意向を示した	英メイ首相はEUと離脱協定案の見直しについて協議を重ねているが、合意にいたらず。演説で、離脱期限の延期を選択肢に加える意向を示した
	3月11日	英メイ首相とEU、 離脱協定案に「バックストップ」に関する条項を追加することで合意	英メイ首相とEUのユンケル委員長はアイルランド国境問題の見直しに向けた2つの共同文書で合意。英国がEUのルールに縛られ続けたいとする条項を1月に英議会が否決した離脱案に追加。2020年末までに国境管理の回避策を見つけられるよう双方が努力することを明記したほか、「バックストップ」を巡り争いが生じた場合は独立した第三者の独立機関で紛争を処理することも盛り込んだ
	3月12日	英議会、 離脱協定案の再採決を実施	英議会は離脱協定案を与党「保守党」の大量造反で再び否決
	3月13日	英議会、 「合意なき離脱」の回避を可決	英議会はEUからの「合意なき離脱」を回避する案を賛成多数で可決。英国は離脱条件のさらなる見直しを探ることに
	3月14日	英議会、 離脱の延期をEUに申請する案を可決	英議会はEUからの離脱の延期をEUに求める動議を賛成多数で可決。3月末までの期限を6月末まで延期する方針としたが、離脱協定案の承認のメドが立っておらず、延期の明確な理由が必要と主張するEUとの協議は難航する可能性がある

重要な注意事項

免責事項

- ・本レポートは、投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成されたものであり、個々の投資家の特定の投資目的、または要望を考慮しているものではありません。また、本レポート中の記載内容、数値、図表等は、本レポート作成時点のものであり、事前の連絡なしに変更される場合があります。なお、本レポートに記載されたいかなる内容も、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する最終決定は投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。
- ・本レポートは、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成されたものですが、その情報の正確性、安全性を保証するものではありません。企業が過去の業績を訂正する等により、過去に言及した数値等を修正することがありますが、岡三証券がその責を負うものではありません。
- ・岡三証券及びその関係会社、役職員が、本レポートに記載されている有価証券について、自己売買または委託売買取引を行う場合があります。岡三証券の大量保有報告書の提出状況については、岡三証券のホームページ (<http://www.okasan.co.jp>) をご参照ください。

地域別の開示事項

日本:

○金融商品は、個別の金融商品ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。金融商品取引のご契約にあたっては、あらかじめ当該契約の「契約締結前交付書面」(もしくは目論見書及びその補完書面)または「上場有価証券等書面」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。

<有価証券や金銭のお預りについて>

株式、優先出資証券等を当社の口座へお預けになる場合は、1年間に3,240円(税込み)の口座管理料をいただきます。加えて外国証券をお預けの場合には、1年間に3,240円(税込み)の口座管理料をいただきます。ただし、当社が定める条件を満たした場合は当該口座管理料を無料といたします。

なお、上記以外の有価証券や金銭のお預りについては料金をいたしません。さらに、証券保管振替機構を通じて他社へ株式等を口座振替する場合には、口座振替する数量に応じて、1銘柄あたり6,480円(税込み)を上限として口座振替手数料をいただきます。

お取引にあたっては「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。

<株式>

・株式の売買取引には、約定代金(単価×数量)に対し、最大1.242%(税込み)(手数料金額が2,700円を下回った場合は2,700円(税込み))の売買手数料をいただきます。ただし、株式累積投資は一律1.242%(税込み)の売買手数料となります。国内株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

・外国株式の海外委託取引には、約定代金に対し、最大1.35%(税込み)の売買手数料をいただきます。外国株式の国内店頭(仕切り)取引では、お客様の購入および売却の単価を当社が提示します。この場合、約定代金に対し、別途の手数料および諸費用はかかりません。

※外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します(外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その合計金額等をあらかじめ記載することはできません)。外国株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

・株式は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による株価の変動によって損失が生じるおそれがあります。

・株式は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

・また、外国株式については、為替相場の変動によって、売却後に円換算した場合の額が下落することによって損失が生じるおそれがあります。

<債券>

・債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

・債券は、金利水準、株式相場、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による債券価格の変動によって損失が生じるおそれがあります。

・債券は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、債券価格が変動することによって損失が発生するおそれがあり、また、元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。

・金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

<個人向け国債>

- ・個人向け国債を募集により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。個人向け国債を中途換金する際は、次の計算によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます(直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685)。
- ・個人向け国債は、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国政府の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるおそれがあります。

<転換社債型新株予約権付社債(転換社債)>

国内市場上場転換社債の売買取引には、約定代金に対し、最大1.08%(税込み)(手数料金額が2,700円を下回った場合は2,700円(税込み))の売買手数料をいただきます。転換社債を募集等によりご購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。転換社債は転換もしくは新株予約権の行使対象株式の価格下落や金利変動等による転換社債価格の下落により損失が生じるおそれがあります。また、外貨建て転換社債は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

<投資信託>

- ・投資信託のお申込みにあたっては、銘柄ごとに設定された費用をご負担いただきます。
お申込時に直接ご負担いただく費用:お申込手数料(お申込金額に対して最大3.78%(税込み))
保有期間中に間接的にご負担いただく費用:信託報酬(信託財産の純資産総額に対して最大年率2.2312%(税込み))
換金時に直接ご負担いただく費用:信託財産留保金(換金時に適用される基準価額に対して最大0.5%)
その他の費用:監査報酬、有価証券等の売買にかかる手数料、資産を外国で保管する場合の費用等が必要となり、商品ごとに費用は異なります。お客様にご負担いただく費用の総額は、投資信託を保有される期間等に応じて異なりますので、記載することができません(外国投資信託の場合も同様です)。
- ・投資信託は、国内外の株式や債券等の金融商品に投資する商品ですので、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による、対象組入れ有価証券の価格の変動によって基準価額が下落することにより、損失が生じるおそれがあります。
- ・投資信託は、組入れた有価証券の発行者(或いは、受益証券に対する保証が付いている場合はその保証会社)の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等による、対象組入れ有価証券の価格の変動によって基準価額が変動することにより、損失が生じるおそれがあります。
- ・上記記載の手数料等の費用の最大値は、今後変更される場合があります。

<信用取引>

信用取引には、約定代金に対し、最大1.242%(税込み)(手数料金額が2,700円を下回った場合は2,700円(税込み))の売買手数料、管理費および権利処理手数料をいただきます。また、買付けの場合、買付代金に対する金利を、売付けの場合、売付株券等に対する貸株料および品貸料をいただきます。委託証拠金は、売買代金の30%以上で、かつ300万円以上の額が必要です。信用取引では、委託証拠金の約3.3倍までのお取引を行うことができるため、株価の変動により委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

- 自然災害等不測の事態により金融商品取引市場が取引を行えない場合は売買執行が行えないことがあります。
- 2037年12月までの間、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して2.1%の付加税が課税されます。

岡三証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

香港:

本レポートは、香港証券先物委員会(SFC)の監督下にある岡三国際(亜洲)有限公司によって、SFCに規定される適格機関投資家(PI)に配信されたものです。本レポートに関するお問い合わせは岡三国際(亜洲)有限公司にお願ひします。

米国:

本レポートは岡三証券が作成したものであり、1934年米国証券取引所法に基づく規則15a-6に規定される米国主要機関投資家のみに配信されたものです。岡三証券は、米国内における登録業者ではないため、米国居住者に対しブローカー業務を行いません。本レポートで言及されている銘柄の売買注文は、アーバック・グレイソン社を通して執行いたします。

なお、本レポートは、受領者及びその従業員が使用することを目的として配信しております。

さらに、本レポートのアナリストは米国で活動をしていないため、米国のリサーチ・アナリストとして登録されておらず、資格も有していません。また、当該アナリストは、アーバック・グレイソン社または他の業者の関係者ではありません。したがって、当該アナリストは、米国金融規制機構(FINRA)規則の適用の対象ではありません。

その他の地域:

本レポートは参照情報の提供のみを目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。

本レポートの受領者は、自身の投資リスクを考慮し、各国の法令、規則及びルール等の適用を受ける可能性があることに注意をする必要があります。

地域によっては、本レポートの配布は法律もしくは規則によって禁じられております。本レポートは、配布や発行、使用等を行うことが法律に反したり、岡三証券に何らかの登録やライセンスの取得が要求される国や地域における国民や居住者に対する配布、使用等を目的としたものではありません。

※本レポートは、岡三証券が発行するものです。本レポートの著作権は岡三証券に帰属し、その目的いかんを問わず無断で本レポートを複写、複製、配布することを禁じます。

(2017年7月改定)